

北海道胆振東部地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する個人型年金規約第 87 条の 2 第 2 項、第 87 条の 3 第 2 項及び第 87 条の 4 第 2 項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件

平成 30 年 12 月 12 日

国民年金基金連合会

個人型年金規約第 87 条の 2 第 2 項、第 87 条の 3 第 2 項及び第 87 条の 4 第 2 項の規定に基づき、北海道胆振東部地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例（平成 30 年 11 月 6 日公告）第 2 号において別途公告で定めることとされている日は、平成 31 年 1 月 31 日とする。